



島根県報

平成23年12月6日（火）

号外第201号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第785号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年12月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	大社日御碕線	出雲市大社町日御碕985番6地先から同1225番2地先まで	前	メートル 13.40～ 19.00	メートル 53.00	出雲県土整備事務所 災害防除工事 拡幅	
			後	16.80～ 55.30	53.00		
〃	甲田作木線	邑智郡邑南町上田180番1地先から同903番1地先まで	前	A	4.00～ 9.00	1,075.00	県央県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 町道移管
				B	10.00～ 62.00	745.00	
		邑智郡邑南町上田3591番3地先から同903番1地先まで	後	B	10.00～ 62.00	745.00	

島根県告示第786号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年12月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	掛合大東線	雲南市三刀屋町多久和787番1地先から同790番4地先まで	メートル 249.00	平成23年 12月6日	雲南県土整備 事務所	